様式第１号（第７条関係）

　　　年　　　月　　　日

山口市長　様

申請者　住所：（〒　　　－　　　　）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者名：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名：　　　　　　　　　　　　　　　　（※）

（※）本人（代表者）が手書きしない場合は、**記名押印**してください。

山口市中小企業等採用活動支援補助金事業認定申請書

山口市中小企業等採用活動支援補助金の認定を受けたいので、山口市中小企業等採用活動支援補助金交付要綱第７条の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 担当者 | 部署・役職 |  | |
| 氏名（ふりがな） |  | （　　　　　　　　　　　） |
| 連絡先 | TEL： | |
| 補助対象事業の種類  （補助金限度額） | | □ 求人情報掲載又は人材紹介サービス利用事業（１０万円）  □ 採用ホームページ・企業紹介動画制作等事業（１０万円）  □ 企業説明会等実施参加事業（５万円） | |
| 補助金交付予定額  （補助対象経費×１／２） | | 円  ※千円未満の端数切捨て | |

|  |
| --- |
| 留意事項 |
| 以下に該当する場合は、交付された補助金の全部を返還していただきます。  (1)この要綱の規定に違反したとき。(2)認定及び補助金の交付に際して付した条件に違反したとき。  (3)補助金の申請に偽りその他不正行為があったとき。(4)その他市長が不適当と認めるとき。 |
| 本補助金の対象事業に対して、国、県、市その他機関から補助金を受ける場合は、補助を受けられません。 |
| 事業主又は役員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員がいる場合は、補助を受けられません。 |
| 補助対象経費の支払先に、申請者と資本関係がある事業者又は申請者の役員が属する企業等を含む場合は、補助を受けられません。 |
| 補助対象経費の支払先に、申請者の配偶者若しくは２親等内の親族が代表者若しくは役員として属する企業等を含む場合は、補助を受けられません。 |
| 【採用ホームページ・企業紹介動画制作等事業で企業紹介動画を制作する場合のみ】  事業終了後、本事業で制作した企業紹介動画を提出してください。  提出された本企業紹介動画は、ソーシャルメディアの市アカウント等にて公開され、「やまぐちしごと応援サイト」へ掲載されます。 |

別紙１

実施計画書

１　実施期間（見込）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 着手 | 年　　　月　　　日 | 完了 | 年　　　月　　　日 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  |  | （単位：円） |
| 経費区分 | 支払予定額 （税込） | 補助対象経費  （税抜） | 補助対象経費 の説明 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 補助対象外経費 |  |  |  |
| 合　　　　　　計 |  |  |  |

２　補助対象経費の内訳（見込）

※補助対象経費については、事業に要する経費から消費税及び地方消費税を除いた額を記載すること。

※旅費留意事項：１参加当たり２人分までとし、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1)交通費

　　事業者所在地から企業説明会等の会場までの範囲で、最も合理的な経路及び方法により移動した場合の公共交通機関の運賃及び料金を補助対象経費の上限とする。ただし、ビジネスクラス、グリーン車等特別に付加された料金は対象外とする。

(2)宿泊費

　　参加に伴い宿泊が必要となった場合の宿泊費用（食事代を含む場合は、当該代金を除く。）とする。ただし、１泊につき1人当たり１３，１００円を補助対象経費の上限とする。

別紙１

３　提出書類

□　山口市中小企業等採用活動支援補助金事業認定申請書（様式第１号）

□　補助対象経費の内訳書（見込）（別紙１）

□　補助対象事業に係る費用の見積書等の写し

□　補助対象事業の概要が分かるもの

　　(1)　求人情報掲載又は人材紹介サービス利用事業に該当する事業

□　求人情報紙又は就職情報サイト又は人材紹介サービスの概要及び正規従業員を募集することが分かるもの

　(2)　採用ホームページ・企業紹介動画制作等事業

□　採用ホームページの作成や改修、企業紹介動画の制作の概要が分かるもの

　(3)　企業説明会等実施参加事業

□　実施又は参加予定の企業説明会等の概要が分かるもの

□　履歴事項全部証明書又はこれに代わるもの（個人事業者の場合は、確定申告書の写し又は開業届の写し及び住民票の写し）

□　市税の滞納のないことの証明

□　その他市長が必要と認める書類